

第7節 防災拠点整備計画

関係機関	総務部総務課・契約管財課・道路河川課・生活環境課・水道部・農林課・消防本部・市立病院
------	--

災害発生時における迅速かつ確な災害応急対策を実施するため、防災上重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していく。

第1 防災拠点の種類

防災拠点の種類及び市内における拠点は、次のとおりとする。

- 1 災害対策活動拠点 ⇨ 市役所、現地災害対策本部
- 2 物資輸送拠点 ⇨ 緊急物資集積場所（市立市民体育館、市立コミュニティ体育館）、ヘリポート（市民球場、光明池緑地運動広場）
- 3 医療活動拠点 ⇨ 市災害医療センター（市立病院）
市内災害医療協力病院
- 4 避難拠点 ⇨ 各指定避難場所
- 5 応援部隊活動拠点 ⇨ 和泉市コミュニティセンター、和泉市勤労青少年ホーム、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、消防本部

第2 拠点施設の整備

- 1 災害対策本部が置かれ、震災時の拠点となる市庁舎、避難所となる学校その他公共施設においては、新築、改築の際には耐震化・不燃化を図るものとする。
- 2 災害時における関係機関との情報収集伝達体制の強化を図るため、防災行政無線の適正配置・増設を図るとともに、今後、防災情報システムの導入を検討する。
- 3 各防災拠点を結ぶ道路を確保するため、道路の拡幅等の整備を推進する。

第3 住民との連携

地震発生時に自主防災組織等の住民団体が自主的に防災活動を実施できるよう、自主防災組織等への資器材等の整備及び使用方法の指導等に努めるものとする。

第4 地域防災拠点の整備

市は、市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努めるものとする。